

第 19 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 2 年 12 月 16 日(水)

16 時 05 分～16 時 31 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

1 請願者等の意見陳述の機会（案）の検討について

2 その他

○次回開催 令和 3 年 1 月 13 日(水) 10 時 00 分 第 4 委員会室

【議事の経過】

(開議 16時05分)

牛尾委員長

第19回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。
なお、西田委員から欠席届が出ており、今日のことに関するメモはいただいているので、後ほどご披露する。

議題1 請願者等の意見陳述の機会(案)の検討について

牛尾委員長

順番に各会派から報告してもらおうと思うが、私が最初に創風会の意見を言おうか。

(「はい」という声あり)

では創風会、西田委員からのメモを読み上げる。

請願者の意見陳述の申請方法については、基本的に意見陳述を可とする。

そのほか必要な検討項目、質疑が必要な事項というのをもらっている。

規定の明記は必要ではないか。

請願者以外の説明資料の配付は可としたほうがよろしいのではないか。

同一趣旨の請願などが再度出た場合の対応は不可にはできないのではないか。

1人当たりの時間制限など、1件につき3分程度が妥当では。

意見陳述は委員会中のどの時点で行うかについては、ほかの議題より先に行うなど柔軟に対応すべきでは、ということをご披露していただく。

それでは順番にお願いします。

笹田委員

事務局案の、請願者等意見陳述の機会についての案の中で議論したので、3の①から言わせていただくと、意見陳述申出書については必要ではないかと思っている。

②の委員会で可否を決定することは必要ではないのではないかと、ここで決定するなら不要ではないかという議論である。

③請願者陳述の時間については、およそ2分程度でよいのではないかとということである。

④請願者等への質疑はできるが請願者が委員へ質疑を行うことはできないについて、これはそのほうがよいということである。

4番の①、そのほかに必要な検討項目、注意が必要な事項だが、委員会条例で定めたらよいのではないかとということで、うちの会派ではまとまった。

②請願者から請願者等以外の説明資料の配付については、わかりやすくするために受けてもよいのではないかとということである。

③同一趣旨の請願が再度出た場合の対応については、議会運営委員会でも審査するかしないかをやっているのだから、それに委ねたらどうかということである。

④の1人あたりの制限時間は、1件につき2、3分で10件なら30分かかるので、1人につき5分程度でよいのではという意見だった。

⑤意見陳述の場は委員会のどの時点で行うかについては、ずっと待たせるのも申し訳ないので最初に行っていただくのがよいという意見だった。

アスタリスクであるように、意見陳述の際に費用弁償についてはなしということでよいのではないかと思う。

それと、時間が短いのはなぜかという、もう少しここに書いてあるように趣旨など書面でわかるようにしていただかないと困るということで、市民にわかりやすい申請書の作成を促してみてもいいという意見があった。件名について、要望の概要について、要望の背景については、わかりやすく、陳情者、請願者については、出していただく必要があるのではないかと。書面だけである程度趣旨がわかるようなものでないと、なかなか審査しづらいということで、この辺は委員会でするものかどうかかわからないが、わかりやすい書類の作成も必要ではないかということで、うちの会派ではまとまった。

佐々木委員

まず委員会において意見陳述の可否をするかどうかは、事前申請、申込みをすれば、委員会での可否の決定は必要ないということ。

時間は2分から3分、4の①、規定をどこにするかは委員会条例ではないかと。

②の説明資料の配付可否は可。

③同一趣旨の請願などが再度出た場合、なかなか不可にはできない。

④の時間は先ほど言ったように2分か3分くらい。

⑤委員会のどこで意見陳述を行うかは最初に、ほかの議題より先に行う。

費用弁償はなし。

意見陳述する場合でも書面、請願書自体が1行や2行などいい加減なものにならないよう、しっかり内容がわかった上での意見陳述ということが一番重要なことになるので、これをしっかりどこかに書き込んだりして、請願者にわかりやすいよう示す必要があるということで、そういったことが同じ内容がどうかにもつながり、判断しやすいということなので、意見陳述があるから内容が疎かにならないようにということをごくことにしっかりうたい込むことが重要である。

小川委員

検討したのは3の②である。

結局今の状態よりは、括弧内にある方向で意見陳述を可とする流れが合っているのではないかと判断している。

初日の委員会で可否を決めるというのが今は定着しているが、基本的に本人が申し出ればできるという形のほうが、今の議会改革の流れではやむを得ないのではないかと。

時間は5分以内なので、3分というのものもあるが、一応5分以内で。そ

ここでは複数の陳情や請願はあまり想定してなかったもので、1件について5分以内でどうかと思うが、そこまで詳しくは議論してない。

そのほかについては、委員会条例あたりで定める必要があるのだろうということ。

資料についても趣旨がよりわかりやすくということ、請願者からそういう希望があれば配っていただいてもよい。

あとは、同一趣旨の出る可能性は確かにあるが、字句を少し変更しただけで違う内容だと言われれば、それも出す方の主体性にかかわる問題なので、やむを得ないかと。請願自体も体裁を整えてあれば受け付けないわけにいかない、漏れを聞くというスタンスを重視せざるを得ないかと思う。

あとはどの時点かというのは、待たせるのはあれなので最初に順番を入れ替えて、請願・陳情については冒頭にするようにしたほうがよいだろう。

費用弁償については検討していないのだが、そこまでは必要ないのではないか。

西村委員

意見陳述は申出があれば基本的には受ける。

申出書はもちろん書いていただく。

時間はある程度幅を持たせたらよいと思うが、例えばある人を想定すると5件から10件出される場合もあるので、そうなれば例えば、何件以上なら20分以内など、区分けを2つか3つに分けてやってもよいのではないかと思っている。

どこで陳述するかは、最初だと思う。

費用弁償は要らない。

西川副委員長

私も意見陳述は基本的に可。

時間は3分から5分だと思うのだが、1人の人が何件もあったときは委員長が決めるといったやり方がよいのかと。

委員会条例に明記したほうがよい。

資料の配付は可とする。

再度出た場合は議会運営委員会で諮られるのがよいと思う。

意見陳述の時間は最初がよい。

先ほどから出ているが、あくまでも審査は書面をもってすることを明らかにして、陳述は思いを伝えていただくということで、審査自体は書面をもってすることをはっきりさせていただいたほうがよいかと思う。

牛尾委員長

会派未来は、意見陳述は住民参加ということを考えれば可とせざるを得ないだろうというまとめをした。

意見陳述の時間は1件につき3分程度。

請願書にはしっかり何をどうしたいのか書き込んでもらうことが前提条件で、その上で資料の配付については可である。

そのほか規定への明記は委員会条例に記すべきだろうと。

同一種類の請願については、不可にはできないが議会運営委員会のルールがあるので多分入り口で止まるのではないかという話をした。その辺についてはそれ以上の議論をしていない。

意見陳述の場は冒頭がよい。

費用弁償はなしということだった。

以上が各会派からの意見だった。

だいたいほぼ同じような方向なので、もしあれなら今皆が言われたことを全部受け止めているので、それを要約して正副でつくろうか。それを次に。どうだろうか次長。

下間書記

よいと思う。時間が2分か、3分か、5分かというところはあったと思うが、それはまた話のときに決めればよいと思う。

牛尾委員長

それから指摘のあった、あまりに多いときは、例えば何分程度にまとめてもらうとか。ある程度一定の時間の中でやってほしいということまでやっておかないと。そういう縛りのルールは必要ではないかと思う。

西村委員

1点だけ、個人的な部分では何度か発言したことがあるのだが、要するに文章が基本で、そこに言いたいこと、陳情・請願の趣旨を最大限きっちり出す表現をしてもらうというのは当然のことなのだが、私が今まで見てきて思うのは、これは外れているかもしれないが、その人はそういう表現しかできないのかもしれない。

現実にはそうであれば、どれほどきっちりした文章で規定しても結果的には意味がなくなってしまう。しかし、肩を持つつもりはないが、そういう人にも権利はあるし、そういう表現しかできない人であれば、それはしゃべるほうが自分としては有効だというなら、そういうやり方を全く否定もできないのではないかと、今ごろは思い始めている。

それでは間口が広すぎるといわれればそうかもしれないが、しかし現実にはそういう人がいるとすれば、それも受け止める方法としては、いくらきっちりした文章で規定しても、結果的には意味がないことに実際になっているのではないかと思う。これは私の受け止めだが。

牛尾委員長

言いたいことはよくわかるが、ただルールをつくる以上は、特定の人々の行動を頭に置いてつくるわけにはいかない。全体の流れからいけば委員会の秩序、明日もある、あさってもあるというようなことでもないので、その辺は客観的なルールをつくっておかないと、それに合わないことがあるかもしれないが、それはそれで判断するしかないのではないかと。できれば努力して合わせてもらうようにしないと。

笹田委員

ホームページに、請願・陳情はこのように書いてほしいと示してある。それをどこまで、請願者・陳情者にお願ひできるかがルールづくりのラインだと思う。

書けない人も必ずいると思うので、これを出しなさいというルールではないので、それを極力出していただく方法を考えないと、結局同じことになると思う。今あるひな形をどうにか生かしてそこを中心にやって

西村委員
牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長
下間書記

いただくことを考えていかないといけない。今だとわからない。

事情を知らない人は全然わからない。趣旨がわからない。

今伺った意見をまとめてひな形を次回にお見せする。

規程のひな形を。

ということで今日はよろしいか。

1点確認した。先ほど皆、委員会条例に規定したらよいのではないかというご意見をいただいて、今タブレットに送った右のところ、他市議会における規定の明記、こういうことをやっておられるところの市議会を調べてみたら、委員会条例より議会基本条例のほうが正直多い。

基本条例の市民参加のところ。なるほどとも思うのだが、委員会条例は委員会での会議運営に関するようなことを定めていて、議会基本条例は割と理念的なことではあるのだが、市民参加のところであっているところが多いので。

委員会条例のほうが絶対によいというなら、そちらに入れ込むことは当然できるし。考え方によってはうちの議会基本条例の第4章の市民参加、今は参考人招致の活用をするようにという項目があるのだが、それとはまた違うところということもできる。

つけ加える方法もあるということだ。

はい。その辺も正副と相談させていただきたい。

議会改革ランキングの対象に、市民参加の中身というのがある。そういう意味でいえば、浜田市のランクが少し低いのはその辺にある。請願をオーケーにすると少し上がるのかなど。

だから市民参加の切り口で、不可にはできないだろうという結論に達した。このことを基本条例にうたうかどうかという点と、今日いただいた意見を少しまとめて、次回に皆にお示しする。

今日はこのくらいでおいてもよろしいか。

牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長

笹田委員

基本条例に載せて、委員会ではこのようにやってくれということで委員会条例にも載せるのか。

下間書記
笹田委員
下間書記
笹田委員
下間書記

どちらかの条例に載せればよいと思う。何らかの規程か要綱はつくる。条例には細かいことは書いてない。

はい。

それは委員会条例ではなくて。

条例を2つに載せる必要はない。どちらかに載せて、細かいもう1個は要綱か規程かで定めればよいと思う。

笹田委員
牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長
下間書記

了解した。

議会基本条例が恐らく上位に行くはずだろう。

一応、最高規範とうたってはいる。

だから細則かどこかでうたえばよいのでは。

具体的な内容について、何分とかどこの場でやるのかとかいうことは要綱か規程かをつくって載せる。

牛尾委員長

この際言っておきたいことはあるか。なければ、次にひな形をお見せしたときに改めて意見を頂戴する。

西川副委員長

自由討議の要綱だったか、あれもこの委員会で作りにかけている、でき上がってないまま終わっていたと思う。それをどこかの時点でしたほうがよいかと。

牛尾委員長

それも次回にやろう。この間、総務文教委員会で自由討議をやろうとしたら、自由討議にならなかったのだが。

ほかにはないか。

(「はい」という声あり)

議題2 その他

牛尾委員長

次回をいつにしようか。

《 以下、日程調整 》

では次回第20回は、1月13日、朝10時からということで、よろしく願います。

以上で本日の会議を終了する。

(閉議 16時31分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

⑩